

5 税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載

- (1) 年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、その内容を年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）に記載した上、徴収税額を納付します。
- (2) その精算をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）には、次のように記入します。

イ 過納額を充当又は還付したときは、「年末調整による超過税額」欄に、その金額を記入します。

ロ 不足額を徴収したときは、「年末調整による不足税額」欄に、その金額を記入します。

この場合、「年末調整による不足税額」欄及び「年末調整による超過税額」欄には、実際にその月に精算をした金額を記入することになっていますから、12月中に精算しきれないで、翌年1月又は2月に繰り越して精算するような場合には、その精算をした1月又は2月の所得税徴収高計算書（納付書）の該当欄にその金額を記入することになります。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）は、過納額を充当又は還付したため、納付する税額がなくなった（「本税」欄が「0」）場合でも、上記の事項を記入して必ず所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください（93ページ年末調整Q&A〔問13〕参照）。また、所得税徴収高計算書（納付書）に整理番号が印字（記載）されているかどうかを確認してください。

〔記載例1〕 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合

国税徴収高計算書（納付書） 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書 (記入例) ¥1234567890

区分 支払年月日 人 員 支 給 金 額 税 額 納 付 金 額

俸給・給料等 (01) 031220 28 7700000 73920

賞与(仮払賞与を除く) (02) 031227 25 1500000 0

日雇労働者の賃金 (06)

退職手当等 (07)

税理士等の報酬 (08) 031220 1 120000 12252

役員賞与 (03)

同上の支払決定年月日

住所 (所在地) (電話番号 XX-XXXX-XXXX) 東京都〇〇区△△△3-3

氏名 (名称) □□□株式会社 (印)

納期等の区分 令和 年 月 0312

証券受領 証券受領 証券番号 税出人 (領収日付印)

年未調整による不足税額 (04) 年未調整による超過税額 (05) 58590

本 税 27582

延 滞 税

合計額 ¥27582

○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。あて先

○ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

左記の合計額を徴収しました。

〔記載例2〕 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合

国税徴収高計算書（納付書） 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書 (記入例) ¥1234567890

区分 支払年月日 人 員 支 給 金 額 税 額 納 付 金 額

俸給・給料等 (01) 031220 16 4350000 51860

賞与(仮払賞与を除く) (02) 031227 9 4250000 74254

日雇労働者の賃金 (06)

退職手当等 (07)

税理士等の報酬 (08) 031220 1 80000 8168

役員賞与 (03)

同上の支払決定年月日

住所 (所在地) (電話番号 XX-XXXX-XXXX) 東京都〇〇区△△△2-8-12

氏名 (名称) 株式会社 □□□ (印)

納期等の区分 令和 年 月 0312

証券受領 証券受領 証券番号 税出人 (領収日付印)

年未調整による不足税額 (04) 年未調整による超過税額 (05) 134282

本 税 0

延 滞 税

合計額 ¥0

○ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を枠の中に記載してください。あて先

○ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

左記の合計額を徴収しました。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

(注) 12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円－134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

6 年末調整後に給与の追加払や扶養親族等の異動があった場合の再調整

(1) 年末調整後に給与の追加払があった場合

年末調整が終わった後、本年中に本年分の給与を追加して支払うこととなった場合には、この追加支給額を先の年末調整の対象となった給与の総額に加えて年末調整のやり直しをすることになります。

しかし、翌年になってから給与の改定が行われ、本年にまで遡って支給されることになった場合の新旧給与の差額は、その給与の改定が行われた年分の所得となりますから、本年分の年末調整をやり直す必要はありません。

(2) 年末調整後に扶養親族等の数が異動した場合

年末調整が終わった後、子が結婚して控除対象扶養親族の数が減少したり、受給者本人が障害者に該当することとなった場合などには、これらの異動事項の申告を受け、その異動後の控除対象扶養親族の数などを基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです（92ページ年末調整Q & A〔問10〕、〔問11〕参照）。

(3) 年末調整後に配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた配偶者や受給者本人の所得の見積額に差額が生じた場合

年末調整が終わった後、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた配偶者や受給者本人の合計所得金額の見積額と確定した合計所得金額（11ページ参照）に差額が生じたことにより、配偶者控除額又は配偶者特別控除額が変動する場合には、異動後の状況により、年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです（92ページ年末調整Q & A〔問12〕参照）。

(4) 年末調整後に保険料を支払ったような場合

イ 年末調整が終わった後、本年中に生命保険料や地震保険料などを支払った人がいる場合には、保険料控除申告書によって申告を受け、その異動後の状況により保険料控除額を再計算し、これを基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。

ロ また、社会保険料のうち国民年金の保険料若しくは国民年金基金の掛金、小規模企業共済等掛金、新生命保険料、旧生命保険料（1口9,000円を超えるもの）、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、地震保険料及び旧長期損害保険料について、翌年1月末日までにその証明書類を提出することを条件として年末調整を行った場合で、その証明書類がその期日までに提出されないときは、それらの保険料を除いたところで生命保険料控除の額や地震保険料控除の額などを計算して年末調整のやり直しをし、不足額を徴収することになります。

(5) 年末調整後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合

年末調整が終わった後、給与所得者から住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合には、その申告を基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。